

インボイス制度と保険代理店・保険募集人

FDSグループ代表

吉富明彦

エージェントバンク(FDSグループ)主任研究員

1. 消費税

(1) 間接税
消費税は消費者が負担し、消費税を預かった事業者が納付する「間接税」である。最終的には消費者が負担する消費税ではあるが、商品の流通過程でそれぞれ発生し各事業者が一時的に負担する。

例えば、「消費者がA小売店(雑貨店)と仮定する(以下同じ)から1000円の商品を購入し、1000円の消費税を支払

2. インボイス制度

インボイス制度とは、仕入れ先の発行するインボイス(適格請求書)がないと仕入税額控除ができない制度である。

(1) インボイス制度導入の背景

① 益税の問題
1989年(平成元年)に消費税が導入された当初、基準期間(原則個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)の年間課税売上高(消費税がかかる売上高)が3000万円以下の中小事業者は消費税を預かって、その申告・納税が免除される特例措置があった(免税事業者)。つまり免税事業者には預かった消費税が自己の利益になる「益税」が発生する。

代理店手数料は課税取引

が、複数税率(8%と10%)の下では取引ごとのどちらの税率が適用されるか明確にしなければ、正確な消費税額は計算できない。

また、負担した8%消費税を10%で計算し、納付額を過少申告する等の不正も防止する必要が出てきた。

(2) インボイス制度の仕組み

① インボイス
インボイスでは現在の請求書の記載事項に加え、「請求書発行者の登録番号」と「税率ごとの区分した消費税額等」が必要になる。

登録番号とは、事業者が税務署に「適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)」の登録を行うことで交付される登録番号である。課税事業者の場合、事前に税務署に登録申請書を提出することでインボイス発行事業者の登録を受けることになる。免税事業者も申請すればなるが、インボイス発行事業者が課税事業者に限られているため、登録事業者は課税事業者となる。

インボイス発行事業者には取引相手求めたときインボイスを発行する義務が生じ、受け取り側はその記載事項を確認し、なければならぬ。また、発行事業者及び受取

者の多さで、近年の調査でも全事業者(約800万)に占める免税事業者の割合は約6割(約500万)となっている。

② 軽減税率の導入
消費税が単一(10%)のときは取引額に税率を掛けることで簡単に計算できた

が、複数税率(8%と10%)の下では取引ごとのどちらの税率が適用されるか明確にしなければ、正確な消費税額は計算できない。

また、負担した8%消費税を10%で計算し、納付額を過少申告する等の不正も防止する必要が出てきた。

が税務署に「適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)」の登録を行うことで交付される登録番号である。課税事業者の場合、事前に税務署に登録申請書を提出することでインボイス発行事業者の登録を受けることになる。免税事業者も申請すればなるが、インボイス発行事業者が課税事業者に限られているため、登録事業者は課税事業者となる。

このためA小売店はB加工業者にインボイスの発行を依頼する。B加工業者が課税事業者である場合はインボイスを発行し、A小売店が免税事業者ならインボイスを発行すればよいが、免税事業者ならインボイス発行事業者になることで課税事業者になることになる。

インボイス発行事業者には取引相手求めたときインボイスを発行する義務が生じ、受け取り側はその記載事項を確認し、なければならぬ。また、発行事業者及び受取

者の多さで、近年の調査でも全事業者(約800万)に占める免税事業者の割合は約6割(約500万)となっている。

② 軽減税率の導入
消費税が単一(10%)のときは取引額に税率を掛けることで簡単に計算できた

が、複数税率(8%と10%)の下では取引ごとのどちらの税率が適用されるか明確にしなければ、正確な消費税額は計算できない。

また、負担した8%消費税を10%で計算し、納付額を過少申告する等の不正も防止する必要が出てきた。

(2) インボイス制度の仕組み

① インボイス
インボイスでは現在の請求書の記載事項に加え、「請求書発行者の登録番号」と「税率ごとの区分した消費税額等」が必要になる。

登録番号とは、事業者が税務署に「適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)」の登録を行うことで交付される登録番号である。課税事業者の場合、事前に税務署に登録申請書を提出することでインボイス発行事業者の登録を受けることになる。免税事業者も申請すればなるが、インボイス発行事業者が課税事業者に限られているため、登録事業者は課税事業者となる。

このためA小売店はB加工業者にインボイスの発行を依頼する。B加工業者が課税事業者である場合はインボイスを発行し、A小売店が免税事業者ならインボイスを発行すればよいが、免税事業者ならインボイス発行事業者になることで課税事業者になることになる。

インボイス発行事業者には取引相手求めたときインボイスを発行する義務が生じ、受け取り側はその記載事項を確認し、なければならぬ。また、発行事業者及び受取

者の多さで、近年の調査でも全事業者(約800万)に占める免税事業者の割合は約6割(約500万)となっている。

② 軽減税率の導入
消費税が単一(10%)のときは取引額に税率を掛けることで簡単に計算できた

が、複数税率(8%と10%)の下では取引ごとのどちらの税率が適用されるか明確にしなければ、正確な消費税額は計算できない。

また、負担した8%消費税を10%で計算し、納付額を過少申告する等の不正も防止する必要が出てきた。

(2) インボイス制度の仕組み

① インボイス
インボイスでは現在の請求書の記載事項に加え、「請求書発行者の登録番号」と「税率ごとの区分した消費税額等」が必要になる。

登録番号とは、事業者が税務署に「適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)」の登録を行うことで交付される登録番号である。課税事業者の場合、事前に税務署に登録申請書を提出することでインボイス発行事業者の登録を受けることになる。免税事業者も申請すればなるが、インボイス発行事業者が課税事業者に限られているため、登録事業者は課税事業者となる。

このためA小売店はB加工業者にインボイスの発行を依頼する。B加工業者が課税事業者である場合はインボイスを発行し、A小売店が免税事業者ならインボイスを発行すればよいが、免税事業者ならインボイス発行事業者になることで課税事業者になることになる。

インボイス発行事業者には取引相手求めたときインボイスを発行する義務が生じ、受け取り側はその記載事項を確認し、なければならぬ。また、発行事業者及び受取

者の多さで、近年の調査でも全事業者(約800万)に占める免税事業者の割合は約6割(約500万)となっている。

れないため、納付額は20円ではなく100円になる。また、インボイスの発行等事務が煩雑になる。

④ 経過措置
免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者には23年(令和5年)10月から26年(令和8年)9月まで、インボイスがなくても売上げの消費税の80%を売上税額(売上げにかかる消費税額)から控除できる経過措置がある(2割特例)。引き続き、26年(令和8年)10月から29年(令和11年)9月まで、売上税額の50%を控除できるが、対象は課税売上高が1000万円以下の事業者である。

課税売上高が1000万円を超えた場合は、「簡易課税制度選択届出書」を提出することで「簡易課税制度」の適用を受けることができる(課税売上高5000万円以下の課税期間が対象)。こちらは売上げにかかる消費税額に事業の種類ごとの「みなし仕入率」を乗じた額を売上税額から控除できる制度である。ちなみに保険業は第5種で、みなし仕入率は50%である。

また、1万円未満の取引については、インボイス不要で仕入税額控除ができる(基準期間の売上げが1億円以下の事業所のみ)。

一方デメリットとしては、消費税を納付しな

ないため、納付額は20円ではなく100円になる。また、インボイスの発行等事務が煩雑になる。

このためA小売店はB加工業者にインボイスの発行を依頼する。B加工業者が課税事業者である場合はインボイスを発行し、A小売店が免税事業者ならインボイスを発行すればよいが、免税事業者ならインボイス発行事業者になることで課税事業者になることになる。

インボイス発行事業者には取引相手求めたときインボイスを発行する義務が生じ、受け取り側はその記載事項を確認し、なければならぬ。また、発行事業者及び受取

者の多さで、近年の調査でも全事業者(約800万)に占める免税事業者の割合は約6割(約500万)となっている。

② 軽減税率の導入
消費税が単一(10%)のときは取引額に税率を掛けることで簡単に計算できた

が、複数税率(8%と10%)の下では取引ごとのどちらの税率が適用されるか明確にしなければ、正確な消費税額は計算できない。

また、負担した8%消費税を10%で計算し、納付額を過少申告する等の不正も防止する必要が出てきた。

(2) インボイス制度の仕組み

① インボイス
インボイスでは現在の請求書の記載事項に加え、「請求書発行者の登録番号」と「税率ごとの区分した消費税額等」が必要になる。

登録番号とは、事業者が税務署に「適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)」の登録を行うことで交付される登録番号である。課税事業者の場合、事前に税務署に登録申請書を提出することでインボイス発行事業者の登録を受けることになる。免税事業者も申請すればなるが、インボイス発行事業者が課税事業者に限られているため、登録事業者は課税事業者となる。

このためA小売店はB加工業者にインボイスの発行を依頼する。B加工業者が課税事業者である場合はインボイスを発行し、A小売店が免税事業者ならインボイスを発行すればよいが、免税事業者ならインボイス発行事業者になることで課税事業者になることになる。

インボイス発行事業者には取引相手求めたときインボイスを発行する義務が生じ、受け取り側はその記載事項を確認し、なければならぬ。また、発行事業者及び受取

者の多さで、近年の調査でも全事業者(約800万)に占める免税事業者の割合は約6割(約500万)となっている。

② 軽減税率の導入
消費税が単一(10%)のときは取引額に税率を掛けることで簡単に計算できた

が、複数税率(8%と10%)の下では取引ごとのどちらの税率が適用されるか明確にしなければ、正確な消費税額は計算できない。

また、負担した8%消費税を10%で計算し、納付額を過少申告する等の不正も防止する必要が出てきた。

(2) インボイス制度の仕組み

27 実務に役立つ 交通事故判例

—東京地裁民事第27部裁判例から
「実務に役立つ交通事故判例」編集委員会 著
古笛 恵子 監修

保険毎日新聞連載の
東京地裁民事27部の裁判例253件
をもとに損害賠償など
交通事故訴訟で重要な50項目に
ついて実務に役立つ考え方を解説

ISBN978-4-89293-448-3
●B5判・416頁 ●定価4,950円(税込)/送料495円(税込) (2022年2月刊)

お申込みはFAXまたはWEBで FAX03-5816-2863 <https://www.homai.co.jp>
●保険毎日新聞社 東京都台東区台東4-14-8シモンパークビル2F TEL03-5816-2861

3. 保険募集手数料とインボイス制度

(1) 保険料の非課税扱い
保険料を対価とする役務の提供は非課税取引である(消費税法第6条)が、保険代理店手数料は課税取引である(消費税法基本通達6-13-1)。

保険料には保険金の支払い等に充てられる部分や保険代理店手数料等から構成されているが、ほとんどの場合保険金等の部分と代理店手数料等の部分は区別せず一括して保険料として扱われる。このように区別のない場

合は、課税取引部分を特定できないため保険料全体が非課税取引となる。

(2) 保険代理店・保険募集人
インボイス制度で問題になるのは、1000万円以下の非課税の代理店や募集人である。例えば、課税業者である保険代理店Yが保険募集人Sに募集手数料(消費税込み)を支払った場合、募集人Sがインボイスを発行して扱われるため課税事業者Zが負担したこれらの部分の消費税については仕入税額控除ができないのが現状である。

今後のインボイス制度の状況によっては、保険会社にも代理店手数料等課税仕入れに充てられる

部分の消費税を特定し、課税事業者Z(一般企業)と仮定する。企業Zは保険会社Xとの保険契約に係る保険料を代理店Yを通して払い込む。保険料の中には代理店Yへの手数料や経費等(パンフレットや製費や賃料等)課税仕入れに充てられる部分もあるが、全て非課税として扱われるため課税事業者Zが負担したこれらの部分の消費税については仕入税額控除ができないのが現状である。

今後のインボイス制度の状況によっては、保険会社にも代理店手数料等課税仕入れに充てられる

課税売上高が1000万円以下の中小代理店や募集人にも、今後インボイス発行事業者登録の選択が迫られる可能性がある。